

【裁定委員会】2023年12月15日付け決定

事案1

- 1 懲罰対象者  
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容  
譴責（始末書をとり、注意し戒める）
- 3 懲罰の起算日  
2023年12月15日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
  - ・所属部員複数名に対する暴言行為（自尊感情を傷つける暴言）
  - ・所属部員複数名に対する不適切行為

## 事案2

- 1 懲罰対象者  
U15 クラブ指導者
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2023年12月15日（懲罰決定の日）から1年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2023年12月15日（懲罰決定の日）から1年間停止）する。
- 3 懲罰の起算日  
2023年12月15日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
  - ・所属選手に対する不適切行為（活動に著しい影響を及ぼす不適切行為）
  - ・所属選手に対する暴言行為（自尊感情を傷つける暴言）

### 事案 3

- 1 懲罰対象者  
中学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2023年12月15日（懲罰決定の日）から6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2023年12月15日（懲罰決定の日）から6か月間停止）する。
- 3 懲罰の起算日  
2023年12月15日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
  - ・所属選手複数名に対する暴力行為（ビブスをつかむ、胸または肩付近を押す有形力の行使）
  - ・所属選手に対する暴言行為（恐怖心を与える発言、自尊感情を傷つける暴言）

#### 事案 4

- 1 懲罰対象者  
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2023年12月15日（懲罰決定の日）から1年6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2023年12月15日（懲罰決定の日）から1年6か月間停止）する。
- 3 懲罰の起算日  
2023年12月15日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
  - ・所属選手複数名に対する暴力行為（自身の靴を当てる、腹部を拳で強く押す有形力の行使）
  - ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を否定し、自尊感情を傷つける暴言）

## 事案 5

- 1 懲罰対象者  
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容  
譴責（始末書をとり、注意し戒める）
- 3 懲罰の起算日  
2023年12月15日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要  
所属部員複数名に対する不適切行為

## 事案 6

### 1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部指導者

### 2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2023年12月15日（懲罰決定の日）から1年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2023年12月15日（懲罰決定の日）から1年間停止）する。

### 3 懲罰の起算日

2023年12月15日（理事会決定の日）

### 4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

### 5 事案の概要

所属選手複数名に対する暴力行為（平手で頭部を叩く、胸ぐらをつかみ引っ張る、腹部を拳で叩く等の有形力の行使）